

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| タイトル | レビ記における「罪」と「赦し」             |
| 著者   | 辻見，祐太；TSUJIMI, Yuta         |
| 引用   | 年報新人文文学(17)：137(29)-107(59) |
| 発行日  | 2020-12-25                  |

# レビ記における「罪」と「赦し」

辻見 祐太

## 序 章

贖罪論は聖書において大きなテーマの1つとなっているが、その多くは新約聖書における贖い、すなわち十字架に架けられたイエス・キリストによる贖いを主としている。一方旧約聖書における贖いに関する研究は比較的少なく、特に日本においては極めて少ない。これまでの贖罪論において旧約聖書は、新約聖書における、イエス・キリストによる贖いを理解するためのいわば二次的な位置付けを与えられているに過ぎなかった<sup>1</sup>。しかし、贖いという概念は「罪の赦し」という、旧約聖書・新約聖書を通した全聖書的な中心的メッセージと関わる重要なものであり、旧約聖書における贖いの概念についても十分に議論されるべきである。

旧約聖書においては、「罪」とその「赦し」は、「律法」と「儀礼」に関係する。よって、罪の文脈における赦しの分析を行う際には、儀礼、具体的には供儀儀礼の内容についての詳細な検討が必要となる。よって、本論文では、レビ記を中心としたいわゆる「祭司資料 (Priestly Writing) <sup>2</sup>」における「贖罪の献げ物 (主にレビ4:1-5:13)」を取り上げる。そして、旧約聖書における贖罪論の1

つとして「罪」とその「赦し」に着目して分析を進めながら、具体的な罪の内容とその赦しのプロセスを明らかにいく。

古代イスラエルにおいては祭儀、特に供犠儀礼は神と人間を繋ぐ役割を果たすとともに、供犠儀礼及び浄・不浄に関する規定は、ユダヤ教徒が遵守すべき内容を律法として示しており、ユダヤ教の宗教的性質について知るための重要な資料となる。祭司資料の成立期は比較的遅く、内容や暦法を考慮すると、おそらくはバビロン捕囚時代（前6世紀）であると推測される<sup>3</sup>。しかし、祭儀的伝統というものはいわゆる保守的傾向が強く、成立年代が他の文書より遅くともそこには古くから伝わる祭儀的伝統が取り入れられている可能性は十分にある。そして本論文での考察は、結果的に贖罪思想における旧約聖書と新約聖書との間の連続と非連続について検討することにも有益であると考えられる。

## 第1章 罪と罰の関係

罪とその赦しについて考察する際、まず必要なのは旧約聖書祭司文書において、罪がどのような描かれ方をされているのか、また、罪が要求する罰はどのようなものなのかを明らかにすることである。ここでは、主要な罪及び罰についてカテゴリー分けを行い、その性質を分析していく。

罪は大きく分けて、故意になされた罪と、過失でなされた罪に分けることができる。故意になされた罪の例としては、殺人（出21：12；レビ24：17, 21）、尊属への暴力（出21：15）、誘拐（出21：16）、モレク神への信仰（レビ20：2-5）、神の御名を冒瀆する行為（レビ24：10-16）、祭儀的なタブーを犯した場合（出31：14-15等）などがある<sup>4</sup>。また、過失でなされた罪の例としては、過失で人を殺めた場合（出21：13；民35：22-28）、自己の家畜が人を突き殺した場合（出21：28-32）などがある。

故意になされた罪について、罪から生じる結果を見ると、3つの罰が見受けられる。すなわち、(1) 死、(2) kareth、(3) 罪を負う、である<sup>5</sup>。では、それぞれのどのような性質があるのか、順に考察していきたい。

## (1) 死

祭司文書における罪に対する罰として、死が挙げられる回数は非常に多い。

主の御名を呪う者は死刑に処せられる。共同体全体が彼を石で打ち殺す(レビ 24 : 16a<sup>6</sup>)。

いかなる動物とであれ、これに近づいて交わる女と動物を殺さねばならない。彼らは必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる(レビ 20 : 16)。

アロンの子のナダブとアビブはそれぞれ香炉を取って炭火を入れ、その上に香をたいて主の御前にささげたが、それは、主の命じられたものではない、規定に反した炭火であった。すると、主の御前から火が出て二人を焼き、彼らは主の御前で死んだ(レビ 10 : 1-2)。

故意の罪の結果として生じる死のケースを見ていくと、死という言葉が、能動態で描かれている場合と、受動態で描かれている場合があることがわかる。さらに見ていくと、能動態か受動態かの選択は、この罰を誰が実行するのかによって決まるように見受けられる<sup>7</sup>。能動態、すなわち「死ぬ」とされている場合は、個人の死は神の手によって行われる<sup>8</sup>。一方で、受動態、すなわち「死刑に処せられる」とされている場合は、罪人の死は会衆の手によって実行

される<sup>9</sup>。処刑の方法は、投石（レビ 20：2，27；24：16，23 等）であったり、火刑（レビ 20：14；21：9）であったり、方法について詳しく言及されなかったりする（レビ 20：9，10，11，12 等）<sup>10</sup>。

## （2）kareth（断たれる）

続いて、一般的に kareth として言及されるこの罰の意味は「民から断たれる」である。いくつかの表現があり、「その民から断たれる」（出 30：33，38；レビ 7：20，21 等）、「民の中から断たれる」（レビ 17：4，10；20：3 等）、「民の目の前で断たれる」（レビ 20：17）、「イスラエルから断たれる」（民 19：13）などがある。スクラーはこの罰が、何から構成されており、誰がこの罰を実行するのかについて分析している<sup>11</sup>。

kareth の構成要素について、スクラーは 4 つの学説、すなわち、契約の民からの除名、（予期せぬ）死、血筋の断絶、死後の罰を挙げて分析している。kareth が予期せぬ死を表していること（出 31：14；民 4：18-20）は明白であるが、「民から断たれる」という表現が、契約の民からの除名を意味する可能性もある<sup>12</sup>。さらに言えば、「断たれる」ということは、相続権を失うこと、そして罪を犯した者が財産権を奪われることが暗示されている可能性もある<sup>13</sup>。また、血筋の断絶という性質に関しては、特に祭司文書以外の記述を根拠に主張される（サム上 24：22 など）が、民 4：18-20 やレビ 20：20-21 といった祭司文書にもその特徴を見出すことができる。特にレビ 20：20-21 に関しては、子孫に恵まれることなく死ぬことが明記されている。死後の罰に関しては、少数の学者が主張するに留まる。

誰がこの罰を実行するかについては、多くの研究者は、神自身であると主張する（レヴァイン<sup>14</sup> やミルグロム<sup>15</sup> など）。これは、いくつかの文脈で神自身が kareth を実行することを述べていることを根拠としている。例えば、レビ

20：6では、

口寄せや霊媒を訪れて、これを求めて淫行を行う者があれば、わたしはその者にわたしの顔を向け、彼を民の中から断つ。

とある。同様の記述はレビ 17：10 やレビ 20：3 にも見られる。ミルグロムは、kareth は人に対してではなく、神に対する罪の罰であり、その実行は専ら神自身によるものであるとしている<sup>16</sup>。しかし、出 31：14 を見てみると、

安息日を守りなさい。それは、あなたたちにとって聖なる日である。それを汚す者は必ず死刑に処せられる。誰でもこの日に仕事をする者は、民の中から断たれる。

とあり、会衆の手による死刑として kareth が実行される余地を残している<sup>17</sup>。

### (3) 罪を負う

「罪を負う」という表現も、旧約聖書ではよく出てくると言える。

冒瀆した男を宿営の外に連れ出し、冒瀆の言葉を聞いた者全員が手を男の頭に置いてから、共同体全体が彼を石で打ち殺す。あなたはイスラエルの人々に告げなさい。神を冒瀆する者はだれでも、その罪を負う（レビ 24：14-15）。

汚れているのでもなく、旅に出ているのでもなくて過越祭を祝わない者があれば、その者は自分の民から断たれる。なぜなら、彼は定めの際に主に

献げ物を捧げなかったからである。その罪を自分で負わねばならない（民 9：13<sup>18</sup>）。

これらを見ていくと、「罪を負う」という表現は、その背後にその罪に見合う罰の実行を伴うことを示唆している。それは時に kareth、すなわち民から断たれることであったり、死刑であったりする。また、神が直接その罰を実行する時であれば、会衆の手による時もある。旧約聖書において、罪と罰の関連性は大変強いため、記者は、罪が招く罰に言及する時に、罪を表す単語をしばしば使用する<sup>19</sup>。

以上が故意に犯された罪の結果としての罰であるが、過失でなされた罪の結果については、表現が異なる。過失の場合は、「責めを負う」(‘ashem) という表現になる。この表現は、罪の贖いの場面では重要で、特にレビ記 4 章と 5 章で頻出する<sup>20</sup>。レビ記 4 章とレビ記 5 章では、贖罪の献げ物について定められており、ほとんどの場合、過失による罪や、何らかの方法で本人に罪の存在が隠された、あるいは罪を犯したことを自覚しない場合の罪を扱っている。

「責めを負う」(‘ashem) という語の翻訳については諸説あるが<sup>21</sup>、この語が持つ性質について述べたい。第一に、この語が出てくる文脈では、罪が贖われる可能性があり、その性質ゆえに、供犠が規定されている。そして供犠が適切に執り行われた時、罪人はその罪を赦される（例として、レビ 4：27-31）。第二に、贖われうる罪の結果は死や kareth として描写されず、あくまで「責めを負う」となる<sup>22</sup>。スクラーによれば、この語は、ある種の苦しみ、すなわち、罪人がどのような罪が過失で犯されたか（レビ 4：5：24, 17）を探すか、隠そうとした罪（レビ 5：20-26）を自白するような苦しみについて言及している。これらのテキストは、罪人は最終的に適切に供犠を献げ、罪が赦されて罪による結果がもはや生じなくなることを前提としている<sup>23</sup>。第三に、神の手

または会衆の手によって罰せられる意図的な罪とは違い、過失の罪の結果は神の手のみによってもたらされる。これは、罪人が罪に気付かなかつたり、他人から隠されたりした罪の性質による<sup>24</sup>。

しかし、気をつけないければならないのは、死が過失の罪の結果となり得ないのは、適切に供犠がなされた場合のみだということである。これまで述べた「責めを負う」という単語の性質を考えると、罪人が罪に気づかない、または罪を指摘されない結果として、罪人が供犠を献げないという場合も想定できる。結果として、過失の罪であってもネガティブな結果が生じ、それにより罪人は自らが犯した罪に気が付き、必要な供犠を行おうとするので、懲罰的な結果が存在しない訳ではない<sup>25</sup>。さらに、その懲罰的な結果が最終的には死や kareth になりうるということが、レビ 17：11 から導き出すことができる。

生き物の命は血の中にあるからである。わたしが血をあなたたちに与えたのは、祭壇の上であなたたちの命の贖いの儀式をするためである。血はその中の命によって贖いをするのである（レビ 17：11）。

レビ 17：11 によれば、贖罪の供犠の血は、罪人の命を贖う為に献げられている。そうであれば、罪人の命は死の危険の中にあるということになる<sup>26</sup>。さらには、たとえ過失の罪とされている行為であっても、同じ行為を意図的に行った場合には死という罰が与えられる行為もある<sup>27</sup>（例としてレビ 7：20）。これらのことを考慮すれば、もし犯した罪が過失のものであっても、罪に気付いた後に適切に供犠を行わなければ、罪人は死や kareth という結果に直面することが予想される。そのような結果を避ける為に、罪人は生贄の贖いの儀式を行うのである。



## 第2章 贖いの性質

罪の赦しについて考察を行う際、「贖う」(ヘブライ語で *kipper*) という言葉との関連を考慮することは不可欠である。*kipper* は伝統的に「贖う」(to atone/expiate) と訳されてきたが、その性質については様々に理解されてきた。これまでの研究において、*kipper* の性質を明らかにする作業として、*kipper* の名詞形と推測される *koper* という単語を使用した贖いを、「身代金」(ransom) として理解することが有用であるとされている。レヴァイン、ヤノウスキ、ミルグロムなど、多くの研究者がいくつかの文脈で *kipper* と *koper* の強い関係性を認めている。特にミルグロムは出 30 : 12-16 における *kipper* と *koper* の類似性から、*kipper* に神の怒りを避ける機能を与えるすべてのテキストでは、罪深い命の代わりに身代わりを代用することによって危害を免れる *koper* をふまえていると指摘している<sup>28</sup>。この *koper* がどのような性質のものであるかを検討することは、*kipper* の性質を理解するうえで重要な作業であると思われる。スクラーは、まず *koper* が含まれるテキストの釈義を通してこの単語の中心的な要素を確認し、その後異なる単語だが同じ意味合いを持つ単語と *koper* を比較し、その異同を確認することによって、*koper* の性質を分析している<sup>29</sup>。本章ではスクラーの分析を追うことにより、*koper* の性質を確認していきたい。

まず、*koper* の中心的要素の確認であるが、スクラーは出 21 : 28-32 の分析から始めている。

### (1) 出 21 : 28-32<sup>30</sup>

これは、所有する牛が他人を突いて死なせた場合の罰則について述べられたテキストである。牛が男あるいは女をついて死なせた場合、その牛は必ず石で打ち殺さなければならないが、牛の所有者に責任はない (28 節)。しかし、も

しその牛が以前から人を突く癖があり、所有者に警告がなされていたのにも関わらず所有者がその警告を守らなかった場合は、牛は石で打ち殺され、所有者も死刑に処せられる（29 節）。また、賠償金が要求された場合には、自分の命の代償として、要求された通りに支払わなければならない（30 節）。つまり、29 節に該当する場合は、原則所有者は死刑に処せられるが、賠償金（koper）を支払えば所有者の命を救える可能性がある。

29 節から 30 節の記述を注意深く見ていくと、koper を理解するための中心的な要素を見つけることができる。罪人（牛の所有者）の行為は死刑を命じられる結果になる深刻な不法行為である（29 節）が、罰を軽減させる償い、すなわち koper を支払うことによってこの死を回避することができる（30 節）。しかし、死を迎えるか、償いをするかの決定権は罪人にはない。その決定権は、koper を要求する人間に委ねられているのである。テキストは koper を要求する人間が誰なのかについて言及していない。可能性としては、被害者の家族か、裁判所があるが、おそらくは前者であろう。牛の所有者の命は被害者の家族の手の中にあり、牛の所有者の望みは被害者の家族が koper を選択することにある。

また、罪人の不法行為は被害者との結びつきを破壊するものでもあり、被害者側はある程度は罪人の死を望むであろう。よって、死の代わりに koper を受諾することは、罪人の命を救うのみならず、被害者側を宥め、傷ついた両者の結びつきを修復する機能があると言っていいだろう。

## （2）民 35：30-34

民 35：9-34 は逃れの町<sup>31</sup>について言及している 4 つの記述のうちの 1 つである<sup>32</sup>。ここでは、誰が逃れの町を使うのか（つまり、他人を不注意で死なせた者<sup>33</sup>）、また使えないのか（つまり、意図的な殺人を犯した者<sup>34</sup>）について

特定することから始まる。26 節から 29 節では、不注意で人を死なせた者は大祭司が死ぬまで逃れの町を出てはいけないことが述べられている。もし大祭司が死ぬ前に逃れの町を出た場合は、血の復讐者が罪人を殺めたとしても、復讐者に罪はないとしている (26-27 節)。大祭司が死んだ後に初めて、人を殺した者は自分の所有地に帰ることができる (28 節)。

30 節から 34 節は、主に 3 つのセクションに分かれている。1 つ目 (30-31 節) は、殺人のケースの考察である。人を殺した者については、必ず複数の証人の証言を得たうえで、その殺害者を処刑しなければならない。(30 節) また、殺人の罪のために賠償金 (koper) を受け取ってはならない (31 節)。2 つ目 (32 節) は、不注意で人を死なせ、逃れの町に住んでいる者に関することである。ここでも賠償金 (koper) は受け入れられない。すなわち、罪人は koper を支払うこともできず、刑罰を受けずに逃れの町を去ることもできない。そして、逃れの町を去ることができる唯一の例外が、大祭司の死である。そして 3 つ目 (33-34 節) が、1 つ目と 2 つ目のセクションの根拠の記述である。すなわち、イスラエルの民は、自分のいる土地を汚してはならない。血は土地を汚す<sup>35</sup> からである。土地に流された血は、それを流した者の血によらなければ、贖うことができない (33 節)。また、ヤハウエが宿る地を汚してはならない。ヤハウエはイスラエルの人々のただ中に宿っているからである (34 節)。

このテキストは、koper が有効な手段ではないという点で、(1) と異なっている。また、koper が受け入れられない理由が穢れの概念に関係している点でも特徴的である。しかし、これらの違いにも関わらず、ここでも koper 自体の理解については、多かれ少なかれ同じである。はじめに、その文脈には加害者側 (殺害者) と被害者側 (血の復讐者) が存在している。次に、殺害者の命は彼の過ちを通じて、血の復讐者の手に握られている。したがって、故意の殺人では、殺害者を死に至らしめるのは血の復讐者である (19 節, 21 節) し、過

失で人を死なせた場合では、共同体は罪人を血の復讐者の手から救い出さなければならぬ（25 節）。このことから、もし koper による贖いが有効な手段であれば、この選択は完全に血の復讐者の支配の中にあると推測できる。さらには、koper が有効であれば、それは（加害者を殺そうとしている）被害者側を宥めることになるであろう。つまり、もし koper が受け入れられうるものであるならば、それは緩和された罰として考えることができ、加害者の命を救うものになる。

以上のスクラーの考察<sup>36</sup>によれば、koper の支払いの性質として、以下のことが言える。

- ①罰から加害者を救出する。つまり、何らかの不法行為がなされて、不法行為が要求する罰から加害者を救出するために koper が与えられる。これは、贖われる者が不法行為をしていない場合に献げる償いとは異なる。
- ②受け入れられるかどうかは被害者側の判断による。
- ③罰ではあるが、本来受けるべき罰に比べて緩和された罰である。
- ④加害者の命を救うだけでなく、被害者側を宥め、両者の関係を修復する。

次に、スクラーは異なる単語だが同じ意味合いを持つ単語（すなわち、贖い、救い、買い戻し）と koper を比較し、その異同を確認することによって、koper の性質を分析している。ここでは、詩編と民数記の中で贖いという語を用いている箇所と、koper を比較している。

詩 111：9 及び詩 130：7

主は御自分の民に贖いを送り契約をとこしえのものと定められた。御名は畏れ敬うべき聖なる御名。（詩 111：9）

イスラエルよ、主を待ち望め。慈しみは主のもとに豊かな贖いも主のもとに。(詩 130 : 7)

償いの意味を持つ koper とは違い、ここでは「贖い」はより広い意味合いで、誰かを救う行為を指している。また、贖われる者が必ずしも悪事や不法行為を働いた訳ではないという点、贖われるかどうかの決定は贖い主の手にあるわけではないという点でも異なっている。

### 民 3 : 40-51

民 3 : 40-51 では、長子や初子の贖いについて述べられている。ここでの「贖い」という単語は、償いという意味を持つという点において、koper と類似している。また、長子や家畜の初子の第一の所有者は、親や所有者ではなく神であるとされている<sup>37</sup> (41 節, 45 節)。さらには、神は贖いが何であるかを規定する支配的立場にある。つまりは、ここでの贖いは、単にある人間を他人の支配から解放することやそのために支払われる物であるわけではなく、償いの意味合いを持つこと、その償いが神という支配的立場から規定されていることにおいても、koper と共通している。しかしながら、koper が必要となる文脈では、奉献者が、自身が他者の支配下に置かれるような悪事や不法行為を働いているのに対し、民 3 : 40-51 の文脈では、特に悪事や不法行為はなされていないという点で大きく異なる。

また、買い戻しの権利 (レビ 25 : 29, 32 等) や、責任の履行 (ルツ 4 : 7)、買い戻し額の価値 (レビ 25 : 51, 52) としても、koper と類似した語が使用されている。ここでの koper との類似点として、ある立場の人や対象物を他者の支配から解放する役割を持っていること、その解放は何らかの価値ある物の支

払いによってなされることがある。その一方で、他者の支配下にある人物は何も悪事や不法行為を行っていないこと、買い戻しなどの行為が実行されるためにその財産の所有者の承諾を必要としない（なぜなら、買い戻しを行う人間は正当な権利を持っているから）ことが相違点として挙げられる。

以上、koper の性質及び類似語との異同を踏まえ、スクラーは koper の適切な訳を検討している。本稿の目的は koper の性質を明らかにすることであり、koper の正確な訳を検討するのは聖書学の学問領域にあるので、ここでは詳述はせず、要約を記載するに留める<sup>37</sup>。

### （１）身代金（ransom）

これは多くの聖書学者が用いている訳であるが、この訳はあるグループ（または個人）が他者（あるいは、迫り来る罰という状況）から、何らかの価値ある物を支払うことによって解放されるという状況に適応する。しかし同時に、ransom という語には、被害者側が宥められる必要がある悪事や不法行為を加害者側が犯すという意味合いが必ずしも含まれないため、スクラーは十分な訳ではないとしている。

### （２）宥め（appeasement）

これは ransom の欠点を補うために検討された訳で、被害者側が宥められる必要がある悪事や不法行為を加害者側が犯すという意味合いが含まれている。しかし、この訳は被害者が加害者側に持つ影響力、すなわち、koper を受け入れるかどうかは被害者側の選択によるという影響力が考慮されていない。

### （３）和解（composition）

スクラーはこの訳がもっとも適切な訳であるとし、ransom と appeasement の双方が持つ性質を満たすことができるとしている。すなわち、ransom が示すように、これを差し出す側が受取る側の影響下にあり、appeasement が示すように、被害者側が宥められる必要がある悪事や不法行為を加害者側が犯すと

いう意味合いが含まれている。加えて、この訳には「緩和された罰」という意味合いも含めることができる。

(1) ～ (3) のどの訳を採用するかについては意見の分かれる所であるが、本稿の目的の範囲からすれば、①～④に挙げた koper の性質を考慮すると、(3) を前提に考えるべきであろう。

### 第3章 罪の赦しにおける贖いの儀式

では、贖いの儀式がどのような形で行われるのか、レビ記4章を中心に見ていきたい。贖いの儀式としては、贖罪の献げ物があるが、これは罪責や穢れを取り除くために献げられる供犠で、犠牲獣の血が聖所の特定の祭具に塗り付けられたり振りかけられたりすることが大きな特徴である。罪の贖いのために献げられる場合、祭司がこの供犠を献げて贖いの儀式を行えば、罪を犯した者が「赦される」とされていた。ただし、第1章で言及したとおり、この儀式で贖われるのは、過失または罪に当たることを知らずに犯された罪のみである（民15：22-31）。すなわち、意図的な罪はこの供犠によっても贖うことができない。

油注がれた祭司<sup>39</sup>が罪を犯したために、責めが民に及んだ場合<sup>40</sup>は、献げ物として無傷の若い雄牛<sup>41</sup>を主に献げる（レビ4：3）。まず牛を会見の幕屋の入り口に引いていき、主の御前に立ち、その頭に手を置き、主の御前で牛を屠る（レビ4：4）。この場合、置くのは片手である。屠る前に犠牲獣に手を押し付けるといふ動作の意味については、多くの議論がある。贖罪の意味を持った供犠の場合、手（ただし両手）を置くことにより奉献者の罪を犠牲獣に移し身代わりをさせるという観念が明確に認められる場合もある（レビ16：21など）が、贖罪的な機能を持たない供犠の場合においてもしばしば同じ動作が行われるので、この場合は、単に供犠が誰のために行われているのかを同定する意味

を持つにすぎないという見方もある<sup>42</sup>。次に、油注がれた祭司はその血を携えて会見の幕屋に入り、指を血に浸し、聖なる垂れ幕<sup>43</sup>の前で主の御前に7度振りまく（レビ4：5-6）。そして、血を会見の幕屋の中にある香をたく祭壇の四隅の角に塗る。残りの血は、全部会見の幕屋の入り口にある焼き尽くす献げ物の祭壇<sup>44</sup>の基に流す（レビ4：7）。その後、献げ物とする牛から脂肪を全部切り取り、焼き尽くす献げ物の祭壇で燃やして煙にする<sup>45</sup>。雄牛の皮<sup>46</sup>、肉、頭、四肢、内臓、胃の中身は、ことごとく宿営の外の清い場所である焼却場に運び出し、燃える薪の上で焼き捨てる（レビ4：11-12）。

イスラエルの共同体全体が過ちを犯した場合はやはり若い雄牛を贖罪の献げ物として献げ、それを会見の幕屋の前に引いて行く。共同体の長老たちは主の御前に立って牛の頭に手を置き、主の御前でその牛を屠る（レビ4：13-15）。油注がれた祭司は血を会見の幕屋に携えて入り、指を血に浸し、垂れ幕の前で主の御前に7度血を振りまく（レビ4：16-17）。すなわち、共同体全体の贖罪の儀式も、大祭司の罪と同様、会見の幕屋の中で行われる。次に、血を会見の幕屋の中の主の御前にある祭壇の四隅の角に塗り、残りの血は全部、会見の幕屋の入り口にある焼き尽くす献げ物の祭壇の基に流す（レビ4：18）。脂肪はすべて切り取って、祭壇で燃やして煙にする。方法は祭司の贖罪の献げ物の雄牛の場合と同じである（レビ4：19-20）。雄牛の残骸は宿営の外に運び出して、さきの祭司の雄牛の場合と同じ仕方<sup>47</sup>で焼却する（レビ4：21）。

共同体の代表者が罪を犯した場合は、献げ物として無傷の雄山羊を引いて行き、その頭に手を置き、主の御前にある焼き尽くす献げ物を屠る場所<sup>48</sup>でそれを屠る（レビ4：22-24）。祭司は献げ物とする雄山羊の血を指につけて、焼き尽くす献げ物の祭壇の四隅の角に塗り、残りの血はその祭壇の基に流す（レビ4：25）。大祭司や共同体全体の罪の場合とは異なり、俗人の個人的な罪のための贖罪の供犠では、血は幕屋聖所内には持ち込まれず、中庭の供犠用の祭



壇に塗り付けられるに留まる<sup>49</sup>。脂肪はすべて和解の献げ物の脂肪の場合<sup>50</sup>と同じように、祭壇で燃やして煙にする（レビ4：26）。なお、ここでは明記されていないが、この場合には肉は祭司たちに与えられ、聖域、すなわち会見の幕屋の庭で食される（レビ6：19, 22）。

一般人の誰かが過って罪を犯した場合は、献げ物として無傷の雌山羊を引いて行き、献げ物の頭に手を置き、焼き尽くす献げ物を屠る場所で贖罪の献げ物を屠る（レビ4：27-29）。祭司はその血を指につけて、焼き尽くす献げ物の祭壇の四隅の角に塗り、残りの血は全部、祭壇の基に流す（レビ4：30）。奉納者は和解の献げ物から脂肪を切り取ったように、雌山羊の脂肪をすべて切り取る。祭司は主を宥める香りとしてそれを祭壇で燃やして煙にする（レビ4：31）。この場合でも肉は祭司たちに与えられ、聖域、すなわち会見の幕屋の庭で食される（レビ6：19, 22）。

また、レビ記16章では、年に一度の贖罪日について言及している。アロンは自分の贖罪の献げ物のための雄牛を引いて来て、自分と一族のために贖いの儀式を行うため、自分の贖罪の献げ物の雄牛を屠る（レビ16：11）。次に、主の御前にある祭壇から炭火を取って香炉に満たし、細かい香草の香を両手にいっぱい携えて垂れ幕の奥<sup>51</sup>に入り、主の御前で香を火にくべ、香の煙を掬の箱の上の贖いの座を覆わせる（レビ16：12-13）。これは死を招かぬためである。次いで、雄牛の血を取って、指で贖いの座の東の面に振りまき、更に血の一部を指で、贖いの座の前方に7度振りまく（レビ16：14）<sup>52</sup>。次に、民の贖罪の献げ物のための雄山羊を屠り、その血を垂れ幕の奥に携え、さきの雄牛の血の場合と同じように、贖いの座の上と、前方に振りまく（レビ16：15）。彼は、自分と一族のために、またイスラエルの全会衆のために贖いの儀式を済ますと、主の御前にある祭壇<sup>53</sup>に出て来て、そのために贖いの儀式を行う。雄牛の血と雌山羊の血の一部を取って祭壇の四隅の角に塗り、血の一部を指で7

度祭壇に振りまいて、イスラエルの人々の穢れからそれを浄め聖別する（レビ 16：18-19）<sup>54</sup>。こうして、至聖所、会見の幕屋および祭壇のために贖いの儀式を済ますと、生かしておいた雄山羊を引いて来させ、この生きている雄山羊の頭に両手<sup>55</sup>を置いて、イスラエルの人々のすべての罪責と背きと罪とを告白し、これらすべてを雄山羊の頭に移し、人に引かせて荒れ野の奥へ追いやる。雄山羊は彼らのすべての罪責を背負って無人の地に行く。雄山羊は荒れ野に追いやられる（レビ 16：20-22）<sup>56</sup>。

以上、レビ記 4 章を中心に贖罪の儀式の内容を見てきたが、内容を整理すると、献げられる犠牲獣の種類と贖いの儀式の形式は、犯された罪の軽重ないし深刻さに応じて以下のとおり分けることができる<sup>57</sup>。

#### A 一般人の罪および部族の指導者の（個人的な）罪の場合

犠牲獣は山羊か羊となる。血の一部は会見の幕屋の中庭にある祭壇の角に塗り付けられ、脂肪や内臓は祭壇で焼かれたが、肉は祭司たちによって聖所の中庭で食べられた。

#### B 大祭司の罪の場合や、イスラエルの民全体が罪を犯した場合

犠牲獣は雄牛で、その血は幕屋聖所内に持ち込まれて、一部は至聖所を隔てる垂れ幕に向けて振りかけられ、一部は垂れ幕の前にある香の祭壇の角に塗り付けられた。個人の贖罪の供犠の場合とは異なり、脂肪や内臓は祭壇で焼かれ、肉は宿営外に持ち出されて焼き捨てられた。

#### C 一年に一度（第 7 の月の 10 日）の贖罪の日

犠牲獣は祭司のためのものが雄牛、民のためのものが雄山羊で、いずれもその血は幕屋聖所の垂れ幕の奥の至聖所に持ち込まれ、証書の箱の上の贖いの蓋に振りかけられる。これと並行して、人々の罪を雄山羊に負わせて宿営

外に運び出させるスケープゴートの儀礼が行われる。

ここで、会見の幕屋の構造について触れておきたい<sup>58</sup>。会見の幕屋は中庭と幕屋本体に別れており、幕屋本体はアカシアの木材で作られた枠組みに4層の布を被せて構成される天幕式の聖所である（出26：1-37）。幕屋の奥には垂れ幕で仕切られた立方体の至聖所があり、そこに契約の証書の石版を収めた契約の箱が置かれる。至聖所の前の聖所には香の祭壇、ランプ台（メノラー）、供えのパンの卓台などの祭具が置かれる（出25：10-31）。中庭は幔幕で囲われており、中庭の東側半分の中央には犠牲を焼くための祭壇が、また祭壇と幕屋の間には祭司の浄めのための洗盤が置かれる。中庭の入り口は東側に設けられる（出27：1-19）。中庭そのものが聖域となっており、平信徒のうち祭儀的に浄い者のみが入場を許される（レビ12：4）。幕屋本体は聖性の度合いが一段高いものと見なされ、平信徒は入ることができず、祭司のみが祭儀や供え物の取り替えやランプの灯の維持などで入場が許された（出27：20-21；レビ4：6，17；24：1-9）。垂れ幕の奥の至聖所は、最高度の聖性を持ち、普段は祭司も入ることができず、年に一度の贖罪の日で大祭司のみ贖いの儀式のために入場することが許された（レビ16：2，12-16）。このように、会見の幕屋は、聖性という視点から見ると、中庭＜幕屋＜至聖所というように、同心円状に区切られていることがわかる。

会見の幕屋の構造を念頭に、先ほどの贖罪の供儀の内容を見ていきたい。贖いの儀式において重要なのは、犠牲獣の血が特定の祭具に塗りつけられることにあると思われるが、なぜそのような行為が行われるのであろうか。その理由について、以下のテキストを参照したい。

モーセはそれを屠り、血を取って指で祭壇の四隅の角に塗って祭壇を清め<sup>59</sup>、

残りの血は祭壇の基に流した。モーセはこのように罪を贖う儀式により祭壇を聖別した（レビ 8：15）。

血の一部を指で7度祭壇に振りまいて、イスラエルの人々の汚れ<sup>60</sup>からそれを清め聖別する（レビ 16：19）。

なぜなら、この日にあなたたちを清めるために贖いの儀式が行われ、あなたたちのすべての罪責が主の御前に清められるからである（レビ 16：30）。

これらのテキストから明確なのは、祭壇を浄めるために血が振り付けられている、ということである。すなわち、血には穢れを浄める機能がある。A B Cの贖罪の供犠の中で、罪の重さでいうと最も程度の軽いのがAの「一般人の罪および部族の指導者の（個人的な）罪」と言える。この場合血は会見の幕屋の中庭にある祭壇に塗り付けられるに留まる。聖所及び至聖所と比較すると、中庭は聖性の度合いが最も低い。さらに言えば、犠牲獣は山羊か羊となり、牛に比べると家畜としての価値は低く、またその肉は祭司たちによって聖所の中庭で食べられた。次に、Aよりも深刻な罪と言えるBの「大祭司の罪の場合や、イスラエルの民全体が罪を犯した場合」、犠牲獣は雄牛で、その血は中庭よりも聖性の度合いが高い聖所内に持ち込まれて、一部は至聖所を隔てる垂れ幕に向けて振りかけられる。また、個人の贖罪の供犠の場合とは異なり、犠牲獣の肉を食べることは許されなかった。そして、A Bよりもいっそう重要な儀式と思われるCの贖罪の日の儀式では、血は幕屋聖所の垂れ幕の奥の至聖所、すなわち最も聖性の度合いが高い場所に持ち込まれる。もちろんこの場合も、犠牲獣の肉を食べることはできない。

以上のことから推測できるのは、

- ① 罪が犯されると、祭儀的な穢れが発生する。
- ② 罪から生じる穢れは、罪が重大なものになればなるほど、聖性の高い領域を汚染する。
- ③ 贖罪の供犠の主たる目的は、罪により会見の幕屋に発生した穢れを除去することにある。
- ④ 罪が重大で、強い穢れが発生する場合は、犠牲獣の肉は食べることができない。

ということである。このことは以下のテキストからも読み取ることができる。

こうして彼は、イスラエルの人々のすべての罪による汚れと背きのゆえに、至聖所のために贖いの儀式を行う。彼は、人々のただ中にとどまり、さまざまな汚れにさらされている会見の幕屋のためにも同じようにする（レビ 16：16）。

では、Cの贖罪の日の儀式で贖われる罪とは、どのような罪であるのか。山我は「意図的な罪及び贖われていない罪」としている。意図的な罪は原則として贖罪の供犠をもってしても贖えないとしているが、そのような罪も、意図的でない罪と同様もしくはそれ以上に危険な穢れを発生させる。また、贖罪の供犠は、自分が過失で犯した罪について人が罪責を自覚した場合に献げられる。そのような自覚が生じない場合は、罪によって発生した穢れはそのまま放置される。これら贖われない罪から生じた穢れが堆積していけば、やがて最も聖なる領域にまで侵入し、ついには最高度に神聖な贖いの蓋をも侵してしまう。だからこそ、年に一度、至聖所の浄めが行われなければならない<sup>61</sup>。

一方で、贖罪の儀式を、代贖、すなわち身代わりの死による罪の赦しと解釈する見方もある。奉献者は犠牲獣の頭に手を押し付けることによって、自分の

中にある罪を犠牲獣に移し、犠牲獣を屠り、その命を奪うことにより、自分の罪を消滅させる。すなわち、本来は自分の命によって償うべき自分の罪を、犠牲獣を身代わりに殺すことによって償う。この場合、レビ 17:11 の「血こそ、命によって贖いを果たすものだからである」という内容から、血は命の精髓と見なされ、祭司が祭壇の角や贖いの蓋に付着させる犠牲獣の血は奉献者自身の命を象徴的に意味する<sup>62</sup>という主張がある<sup>63</sup>。この主張に対し山我は、代贖の観念は少なくとも明確には認められないとしている。犠牲獣の頭に片手を押し付けることは、和解の供犠のような贖罪の意味を持たない犠牲の種類の場合(レビ 3:2, 8, 13)でも行われ、むしろそれは供犠の献げ手が誰かを明示する行為とも解釈できる。また、贖罪の日の儀礼では、雄山羊の頭に片手ではなく「両手」を押し付け、罪の告白がなされるが、この山羊は屠られない。至聖所で儀礼のために屠られるもう一方の雄山羊とは異なり、それは生きたまま宿営外の荒野に送り出される。すなわち、自分の生命によって他の人を贖うのではない<sup>64</sup>。さらには、「血こそ、命によって贖いを果たす」(レビ 17:11)という一句の背景にどんな観念があるかは曖昧であるうえ、レビ 17:11 が含まれる、いわゆる「神聖法典」は祭司文書の主要テキストとは思想的に性質が異なる<sup>65</sup>。

しかし、だからと言って、贖罪の供犠に「穢れ」の概念のみを見出すのは適当ではない。レビ 4:26 やレビ 5:10 のテキストを見ると、そこでは犯した罪そのものの赦しが前提とされている。また、貧しい者は動物や鳥の代わりに穀物で贖罪の儀式が行える(レビ 5:11-13)。この場合は動物の血を用いないが、それにもかかわらず、奉献者は「赦される」としている。よって、現時点では完全に「赦し」の観念を否定することはできない。

以上のことから、祭司文書における贖いの概念の究明には、「罪の赦し」だけではなく、「穢れの浄化」の観点からも分析を行う必要があると言えるが、両者は密接に結びついているため、それぞれについて論考を進めたうえでそれらの

結果を統合し、贖いの概念について最終的な結論を導き出す必要がある。本論文はそのための初段階であるため、テーマを「罪の赦し」に限定することとし、「穢れの浄化」については稿を改めて論ずる。

## 第4章 赦しの意味

では、贖罪の供犠の結果として「赦される」とは、どういう状態を指すのであろうか。テキスト中に現れる赦しに関連する単語の性質を分析することによって明らかにしていきたい。

### (1)「赦す」(salah)

赦す (salah) という単語は祭司文書中で 13 回出現するが、その大部分 (10 回) は、罪が犯され、供犠が献げられる文脈で受動態で現れる。供犠の完了に伴い、贖う (kipper) という動詞とともに、以下のようなフレーズで述べられる。

祭司がこうして罪を贖う儀式を行うと、彼らの罪は赦される。(レビ 4 : 20)

赦しを与える主体については言及されていないが、おそらくは神であろう。なお、受動態で記述することは、祭司文書における罪の赦しを描く上で必須ではない<sup>66</sup>。受動態が主に使用される理由は定かではないが、能動態だと祭司が赦しを与えるように見受けられる可能性があるので、それを避けている可能性がある。反対に受動態を使用すれば、引用したレビ 4 : 20 を例にすると前半と後半で主語が異なるので、赦しは神から与えられるということを明確化できる<sup>67</sup>。つまり、ここでは贖い (kipper) の儀式を行うのは祭司であるが、赦しを与えるのは神である。

すでに第2章で見たように、当初見込まれた罰は koper によって避けられることがあり、この koper は被害者側がこれを受け入れると認めた場合になされる。つまり、もし人が、神が定めた法を破り、その罪の赦しを与えられる場合は、それは被害者（すなわち神）が、見込まれた罰のわりに koper を受け入れると認めたという理由によるものであると推測できる。すなわち、贖い(kipper)の儀式は、koper の支払いに関係する<sup>68</sup>。

ここで、赦す(salah)という単語の性質を明らかにするために、民数記14章を見てみたい。有名な「民の反抗」のテキストである。約束の地から戻ってきた偵察から悪い情報を聞かされたイスラエルの民は夜通し泣き事を言い、モーセとアロンに不平を言う。そして神を信じるべきと主張するヨシュアとカレブを石で打ち殺そうとする(民14:1-10)。そこで、イスラエルの民は神の怒りを買ひ、神は疫病で民を撃ち、彼らを捨てると言われる(民14:11-12)。モーセは民全体の赦しを神に乞ひ(民14:13-19)、結果神はモーセに、モーセの言葉ゆえに赦す(民14:20)、しかし神の声に聞き従わなかった者は先祖に誓った土地を見ることはない(民14:22-23)と伝える。ここで重要なのは、神の赦しは罰の完全な免除ではなく、罰の緩和である、ということである。すなわち、当初予定されていた罰(疫病による民への攻撃)ではなく、それよりも比較的軽い罰(約束された土地に入れないこと)に軽減されている。それによって、神とイスラエルの関係性が続くことが許されるのである。この点において、赦す(salah)という単語は koper の性質と共通するように思われる。すなわち、罪と罰の関係性は緩和された罰を通じて満たされ、結果的に加害者側(イスラエルの民)と被害者側(神)の信頼関係を回復するのである。つまり、赦しを与えることによって、神は民との koper という協定に同意するのである<sup>69</sup>。



## (2) 赦す／罪を取り除く／罪を背負う

第1章で触れた「罪を負う」という動詞であるが、これはこの動詞の主語が誰になるかによって、訳が異なる。罪人が主語となる場合には、第1章で述べた通り、「罪を負う」という訳になり、罪人は厳しい罰（死・kareth）を受けることになる。

次に、罪を犯された者（多くは神）がこの動詞の主語になる場合は、訳は「赦す」となる。この使用法は主に祭司文書以外のテキストで現れるので本論文の範囲ではない。例として、イスラエルの民が金の子牛の像を造ったことについて、モーセが神に許しを乞う場面（出 32：32）や、ファラオがモーセに赦しを乞う場面（出 10：17）などがある<sup>70</sup>が、そのいずれも罪による罰をまさに受けようとしている（または受けると罪人が予想している）場面である。例えば、ヨセフの兄弟は、ヨセフから復讐されることを恐れていた（創 50：15-17）し、ファラオはすでにイナゴの大群という災いを受けている（出 10：12-17）。このような文脈において、この動詞が果たす意味合いは salah と似ている。つまり、赦しは差し迫った罰から罪人を救うが、赦しの結果として生じるのは罰の緩和であり完全な罰の免除ではない<sup>71</sup>。

3つ目としては、主語が罪人でもなく、罪を犯された者でもない、第三者の場合である。この場合、訳は「罪を取り除く」、「罪を背負う」となる。この用法での使用は、祭司文書の範囲内で生じる。具体的には、出 28：38；レビ 10：17；レビ 16：22 である。特にレビ 10：17 とレビ 16：22 は贖い（kipper）と共にこの動詞が用いられるという点で重要である<sup>72</sup>。

なぜ贖罪の献げ物を聖域で食べなかったのか。あれは神聖なものであり、共同体の罪を取り除き、主の御前で彼らの罪を贖う儀式を行うためにあなたたちに与えられたものである（レビ 10：17）。

雄山羊は彼らのすべての罪責を背負って無人の地に行く。雄山羊は荒れ野に追いやられる（レビ 16：22）。

第三者は罪人の罪を、特別な儀式（レビ 10：17 では浄化の献げ物、レビ 16：10, 21-22 ではスケープゴートの儀式）によって取り払う。そして、そのことによって贖いは遂行されて罪人はもはや当初予定された罰に直面せずに済む。レビ 10：17；レビ 16：22 どちらの場合においても罪を犯された者（神）が罰を避けるための特別な方法を規定しており、共に贖いの文脈で使用されていることを考慮すると、この用法はこれまで述べてきた贖い（kipper）に関する理解と共通すると思われる。すなわち、贖いのための特別な儀式は koper の実施を表していること<sup>73</sup>、もともとと予定された罰がより厳しいもの（例えば、適切に儀式を行わないことによる死<sup>74</sup>）であるので、儀式の実施は緩和された罰の一種であることである。この贖いの儀式（レビ 10：17 では浄化の献げ物、レビ 16：10, 21-22 ではスケープゴートの儀式）を実行することによって、罪は取り除かれ、罪人はもはや厳しい罰に苦しむ必要はなくなるのである。このように、（1）と（2）双方において、赦す／赦されるという動詞は koper の効果に関係していると思われる。

## 第5章 まとめと今後の展望

以上、赦されうる罪は過失でなされたものであることを示したうえで、贖いと関係する koper の性質が「和解」に近いことを明らかにした。その後贖罪供犠の手順を整理することにより、罪はその重さによって会見の幕屋の特定の部分に穢れをもたらすことが判明したのであるが、第4章では「赦し」という言

葉の性質が koper, すなわち「和解」と共通することが導き出された。

当然のことながら、「罪」は対人でなされる場合と、神に対してなされる場合があるが、「赦し」の主体（誰が赦すか）と客体（誰を赦すか）は誰であろうか。罪の赦しの為に贖罪供儀を行うという事実から鑑みるに、「神が主体で、人間が客体」とであると言える。供儀の本質の1つは、人間と神との間に生まれる両者の「応答」なのであって、赦しは常に神の恩恵の行為である。第3章で示された、罪によって神が臨在する会見の幕屋に穢れがもたらされるという概念は、当然神と人間の関係性を念頭に置いている。そこに罪の被害者たる人間が関わる「人対人」の関係性が想定される余地はない。ゆえに赦しは、人間の行為が関係する罪の文脈においても、「罪を犯した人間と、恵み深い神との間の和解」なのである。

本稿では、旧約聖書においても罪の赦しは神と人との和解行為であるということを確認できたが、その神学的根拠、すなわち、「なぜ人は神との和解を必要とするのか」については、さらに論考を重ねる必要がある。また、本稿は、贖罪供儀に関してはその手順と穢れの関係に関しての考察に留まっており、古代イスラエルにおける供儀がもつ神学的意味合いについては言及できていない。古代イスラエルにおいて穢れが神学的にどのような意味合いを持つのか、そして「罪の赦し」と「穢れの浄化」というテーマを統合して旧約聖書における「贖い」という概念は何なのかについてさらなる検討が必要であるので、この点については稿を改めて論じたい。

(つじみ ゆうた・文学研究科修士課程修了生)

[注]

- 1 国内における贖罪論に関する文献の代表例として、以下のものがある。  
近藤勝彦『贖罪論とその周辺ー組織神学の根本問題2ー』教文館、2014年。
- 2 J・ヴェルハウゼンらによる文献批判的方法により提案された文書仮説に基づく、モーセ五書を構成する思想も時代も異なる4つの資料の1つ。祭儀とその細則に著しい関心を示しており、祭儀の専門家である祭司によって書かれたものだと推測される。  
山我哲雄『海の奇蹟ーモーセ五書論集ー』聖公会出版、2012年、249頁。
- 3 同上。
- 4 この他にも、動物との性行為（出22：18；レビ20：15-16）、神々に犠牲を捧げる行為（出22：19）、姦通（レビ20：10）、近親相姦（レビ20：11、17、20他）などがある。
- 5 Jay Sklar, Sin, Impurity, Atonement: The Priestly Conceptions. (Sheffield: Sheffield Phoenix Press, 2005) , 13.
- 6 本論文では、特に言及がない限り新共同訳を使用する。また、書の略語も新共同訳に従い、表記は書の略語・章・節とした。
- 7 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 14.
- 8 罪人の死が神の手によって行われる事例は、以下を参照。  
出28：35, 43；30：20-21；レビ8：35；10：2, 6, 7, 9；15：31；16：2, 13；22：9；民4：15, 19, 20；14：37；17：25, 28；18：3, 22, 32。
- 9 罪人の死が会衆の手によって行われる事例は、以下を参照。  
出31：14, 15；35：2；レビ19：20；20：2, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 27；24：16, 17, 21；27：29；民1：51；3：10, 38；15：35；18：7；35：16, 17, 18, 21, 31。
- 10 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 14.
- 11 Ibid., 15-20.
- 12 レヴァインがこの立場に立つ。  
B. A. Levine, Leviticus (Philadelphia: The Jewish Publication Society, 1989) , 241-242.
- 13 Philip J. Budd, Leviticus (The New Century Bible Commentary) (Grand Rapids: Marshall Pickering, 1996) , 122-123.
- 14 Levine, Leviticus, 241-242.

- 15 Jacob Milgrom, *Leviticus 1-16*. (New Haven and London: Yale University Press, 2009) , 457-460.
- 16 Jacob Milgrom, *Numbers* (Philadelphia: The Jewish Publication Society, 1989) , 406.
- 17 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 19.
- 18 他にも, 出 28 : 42-43a ; レビ 7 : 18 ; 17 : 16 ; 19 : 7 - 8 ; 19 : 17 ; 20 : 17, 19 ; 22 : 9, 16 ; 民 5 : 31 ; 14 : 34 ; 18 : 1, 22, 23, 32 ; 30 : 16 を参照。
- 19 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 22.
- 20 具体的には, 以下の箇所である。レビ 4 : 13, 22, 27 ; 5 : 2, 3, 4, 5, 17, 19, 23。
- 21 RSV や NRSV, 日本では口語訳や新共同訳と, 多くの聖書や伝統的な翻訳では「責めを負う」(to be/become guilty, to incur guilt) としているが, これについては以前から議論が生じている。木内は, 伝統的な「責めを負う」という翻訳は罪の客観的状况を表しており, いつ人は献げ物をすれば良いのかという疑問に答えることができず, レビ 4 : 22-23 やレビ 4 : 27-28 等の翻訳に不自然さが生じるとしたうえで, 「罪に気づく」(to realize guilt) が適切な訳だとしている (Kiuchi, *Leviticus*, 95-96)。ミルグロムは, この語は罪の状態を述べているのではなく, むしろ罪によってもたらされる苦痛, すなわち, 不安や心の痛み, 後悔, 悔恨を意味しており, 「罪を感じる」(to feel guilt) が適切な訳であるとしている (Milgrom, *Leviticus*, 342-343)。しかしスクラーは, ミルグロムの翻訳はレビ 5 : 17-19 で問題が生じるとしている。すなわち, 罪を犯した本人が気づかない場合や, 罪が露見しない場合には, どのようにして人は供犠を行うに至るかを説明できない (Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 36-39)。
- 以上のことを踏まえて, スクラーは, 「罪の結果に苦しむ」(to suffer guilt's consequences) が最も適切な訳であるとしている。罪によって生じた何らかの苦しみが罪を犯した本人を苦しめ, 罪を自覚させ, 供犠へと掻き立てるのである。
- 22 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 42.
- 23 Ibid.
- 24 Ibid.
- 25 Ibid., 43.
- 26 Ibid.
- 27 Ibid.
- 28 Milgrom, *Leviticus 1-16*, 1082.

- 29 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 48-79.
- 30 この文書は祭司文書ではなく、より古い「契約の書」(出 21-23 章)に属する。
- 31 過失によって人を殺めた者が、血の復讐者の報復から逃れるために逃げ込む町のこと。
- 32 逃れの町について言及している他の記述は以下の通りである。出 21 : 13 ; 申 19 : 1-13 ; ヨシュ 20 : 1-9。
- 33 民 35 : 11, 15, 22-25。
- 34 民 35 : 16-21。
- 35 不法な流血は地を汚染するという考え。レビ 18 : 24-28 参照。
- 36 スクラーは他にも、詩 49 : 8-9 ; 箴 6 : 20-35 などについても考察を加えている。Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 55-59 参照。
- 37 出 13 : 11-16 にも同様の記述がある。
- 38 koper の正確な訳に関するスクラーの詳細な記述に関しては以下を参照されたい。Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 67-79.
- 39 大祭司のこと。
- 40 大祭司は民全体を代表して祭儀を執行するので、大祭司が過失を犯した場合は民全体に罪責が負わされ、神の怒りを受ける可能性が生じる。よってここで言われているのは、主として祭司が公務で行う祭儀執行上の過失のことであると思われる。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』岩波書店、2004 年、315 頁参照。
- 41 すなわち、最も重要な家畜。罪の重大さに比例している。
- 42 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』、253 頁。
- 43 至聖所と聖所を隔てる垂れ幕のこと。
- 44 会見の幕屋の聖所の中で、垂れ幕の手前に置かれる。出 30 : 1-6, 37 : 25-28, 40 : 5, 26 参照。
- 45 すなわち、内臓を覆っている脂肪、内臓に付着するすべての脂肪、2つの腎臓とそれに付着する腰のあたりの脂肪、および腎臓と共に切り取った肝臓の尾状葉(レビ 4 : 8-9)。
- 46 通常の供儀であれば、全焼の供儀の場合でも、皮だけは祭司のものとなる。(レビ 7 : 8) 祭司自身の贖罪の供儀の場合は例外的に皮も焼かなければいけない。
- 47 ここでも、祭司が肉を食べることが許されないのは共同体全体に関わる重大な罪が問題になっており、また共同体全体に祭司が含まれるからであろう。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』、319 頁参照。

- 48 レビ 1 : 11 に言及された、祭壇の北側にある犠牲の屠り場。
- 49 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 319 頁。
- 50 レビ 3 : 14-16 参照。
- 51 すなわち、至聖所の内部。大祭司が垂れ幕の奥の至聖所に入ることが許されるのは年に 1 度、この儀式の時だけである。
- 52 通常の贖いの儀式では、この儀礼は垂れ幕に対して、その外側から行われる（レビ 4 : 6, 17）。
- 53 中庭にある、焼き尽くす献げ物用の祭壇だと思われる。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 379 頁。
- 54 ここでは穢れを祓って祭壇に聖性を回復させる。
- 55 通常の贖罪の供犠は片手を押し付ける。
- 56 いわゆる「スケープゴート」の儀式。
- 57 ここでの罪の分類については、以下の文献を参考にした。山我哲雄『海の奇蹟ーモーセ五書論集ー』, 267-268 頁。
- 58 幕屋の構造のまとめについては、以下の資料を参考にした。山我哲雄『海の奇蹟ーモーセ五書論集ー』, 256-259 頁。
- 59 本論文では、「浄める」と記載しているが、新共同訳では「清める」とされているので、引用においては「清める」とした。
- 60 本論文では、「穢れ」と記載しているが、新共同訳では「汚れ」とされているので、引用においては「汚れ」とした。
- 61 山我哲雄『海の奇蹟ーモーセ五書論集ー』, 273-274 頁。
- 62 この解釈が全面的に当たっているとすれば、旧約聖書の贖罪の供犠は、十字架にかけられたイエスに「世の罪を取り除く神の子羊」(ヨハ 1 : 29) を見出した後のキリスト教の贖罪論の原型をなしたことになる。山我哲雄『海の奇蹟ーモーセ五書論集ー』, 272 頁参照。
- 63 同上, 271-272 頁。
- 64 同上, 275-276 頁。
- 65 同上, 252-253 頁。
- 66 例えば、民 30 : 6b では、以下のように能動態で書かれている。父が彼女に禁じたのであるから、主は彼女を赦されるであろう。
- 67 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 82.
- 68 Ibid., 83.

- 69 Ibid., 84-86.
- 70 他にも、創 50 : 17 ; サム上 15 : 25 ; ヨブ 7 : 21 などに使用されている。
- 71 Sklar, Sin, Impurity, Atonement, 89-92.
- 72 Ibid., 92.
- 73 Ibid., 92-99.
- 74 供犠を適切に実施しないと、結果として死を招く可能性がある。131 頁参照。



